

# 港湾法改正及び 点検診断ガイドラインについて

---

国土交通省 港湾局

平成25年11月6日



○高度経済成長期に整備した施設の老朽化が今後急速に進行することも踏まえ、港湾法に港湾の施設の点検に関する事項を定めるとともに、技術基準省令や維持告示へ必要な事項を定め、港湾管理者による適切な点検を促進。

## 港湾法

### 第五十六条の二の二

技術基準対象施設は、(中略)国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。(平成25年6月5日公布済)

### 港湾の施設の技術上の基準を定める省令(技術基準省令)

(技術基準対象施設の維持の方法として定期的な点検を明確に位置付けるとともに、維持に必要な事項について記録し保存すること等について定める。)

### 技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示(維持告示)

(技術基準対象施設の点検について、点検の時期や方法、点検診断の計画の策定方法等について定める)

技術基準省令及び維持告示のスケジュール(予定)

公 布:平成25年11月下旬

施 行:平成25年12月上旬

項目	港湾の施設の維持管理技術マニュアル	ガイドライン(案)
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検診断・評価・補修方法に関する一連の解説書</li> <li>標準的な点検診断方法を記述し、施設の設置者等が施設の特性に応じて点検診断項目等を判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾の施設の維持管理に関わる点検診断に特化したガイドライン</li> <li>港湾の施設の実行可能な必要最低限の点検方法、点検項目、点検周期等を定めたガイドライン</li> </ul>
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>全技術基準対象施設</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>主に、以下について解説</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水域施設(航路、泊地)</li> <li>外郭施設(防波堤、護岸堤防)</li> <li>係留施設 (重力式、矢板式、棧橋、浮棧橋)</li> <li>臨港交通施設(道路、橋梁、トンネル)</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全技術基準対象施設</li> </ul>
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾の施設の維持管理全般に携わる港湾の施設の設置者、管理者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾の施設の点検診断に携わる港湾の施設の設置者、管理者等</li> </ul>
点検に要する労力	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に外部委託をイメージ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術的に説明がつく範囲で、可能な限り簡略化</li> </ul>
点検診断の法的位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務</li> </ul>
記載レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度な専門知識を有する者が使用することを前提とした解説書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者であっても使用できるよう配慮(解説図、写真等使用)</li> </ul>

## 港湾の施設の維持管理技術マニュアル

◆初回点検(維持管理計画時に現状を確認する)

### ◆日常点検

特に規定なし、管理者の判断

### ◆一般定期点検診断

周期: 1回 / 1~2年

箇所: 陸上部・海上部

方法: 目視・簡易計測

判定: 劣化度判定基準(a、b、c、d)

記録: 一般定期点検調査票

### ◆詳細定期点検診断

周期: 1回 / 5~10年

箇所: 陸上部・海上部・海中部の変状部

方法: 潜水調査・高度な計測

判定: 劣化度判定基準(a、b、c、d)

記録: 詳細点検診断調査票

### ◆一般臨時点検診断

地震時や荒天時の直後のできるだけ早い時期に、変状の有無や程度について確認。

### ◆詳細臨時点検診断

一般・詳細定期点検、一般臨時点検の結果、特段の異常が確認された場合に、状況に応じて特別な点検を実施。

## ガイドライン(案)

◆初回点検(マニュアルと同様)

### ◆日常点検

周期: 検討中

箇所: 主に陸上の変状部

方法: 目視

判定: 劣化度判定基準(a、a以外)

記録: 日常点検記録

### ◆一般定期点検診断

周期: 検討中

箇所: 陸上部・海上の変状部

方法: 目視・簡易計測

判定: 劣化度判定基準(a、bあるいはc、d)

記録: 一般定期点検診断記録用紙(簡易版)

※特に重要度が高い施設

周期: 検討中

箇所: 陸上部・海上の変状部

方法: 目視・簡易計測

判定: 劣化度判定基準(a、b、c、d)

記録: 一般定期点検調査票

### ◆詳細定期点検診断

必要に応じて実施

(周期、箇所、方法、判定、記録は、特に重要度等が高い施設に準ずる)

※特に重要度が高い施設

周期: 検討中

(これまでの知見を踏まえ、構造形式により選択)

箇所: 陸上部・海上部・海中部の変状部

方法: 潜水調査・高度な計測

判定: 劣化度判定基準(a、b、c、d)

記録: 詳細点検診断調査票

◆一般臨時点検診断並びに詳細臨時点検診断

(マニュアルと同様)